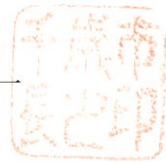


都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6年 3月 26日

千歳市長 横田 隆一



記

- 1 都市計画の種類
千歳恵庭圏都市計画公園の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
位置 北信濃地区の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 縦覧場所
千歳市企画部まちづくり推進課

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

都市計画公園 2・2・115号 あずさ7号公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公園名			
街区公園	2・2・115	あずさ7号公園	千歳市北信濃	約 0.19ha	広場、遊具、トイレ、植栽

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

北信濃第六地区における、開発行為実施に伴う市街化区域拡大に合わせて、当該地区における市街地の良好な環境整備を図り、もって都市の健全な発展と公共の福祉の増進に資するため、街区公園を計画する。

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

千歳恵庭圏都市計画公園の変更（千歳市決定）

2. 都市計画変更内容

都市計画公園に次の公園を追加する。

名 称：2・2・115号 あずさ7号公園

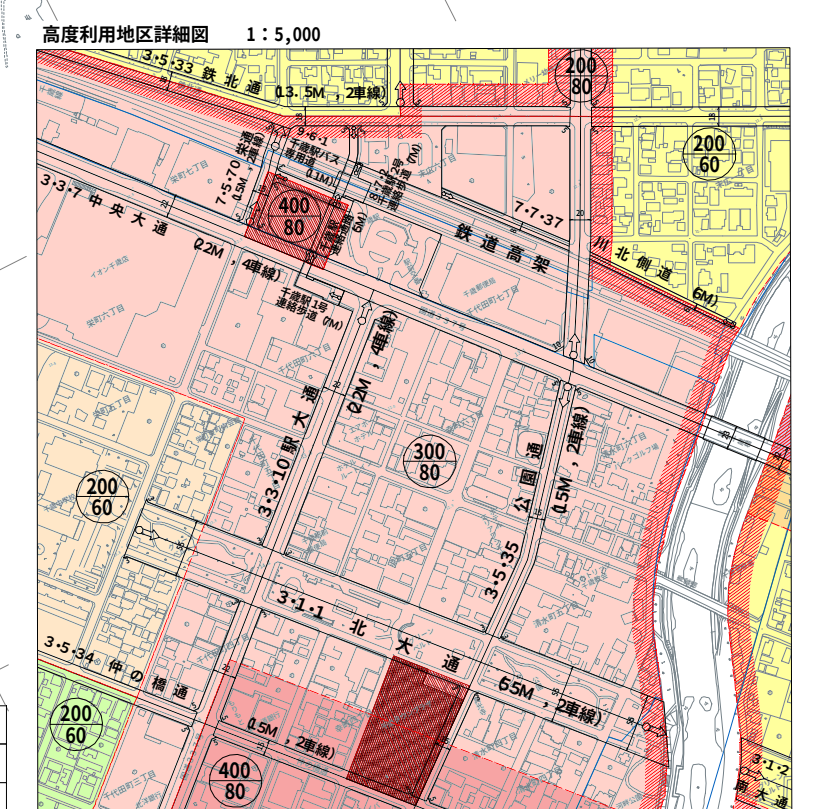
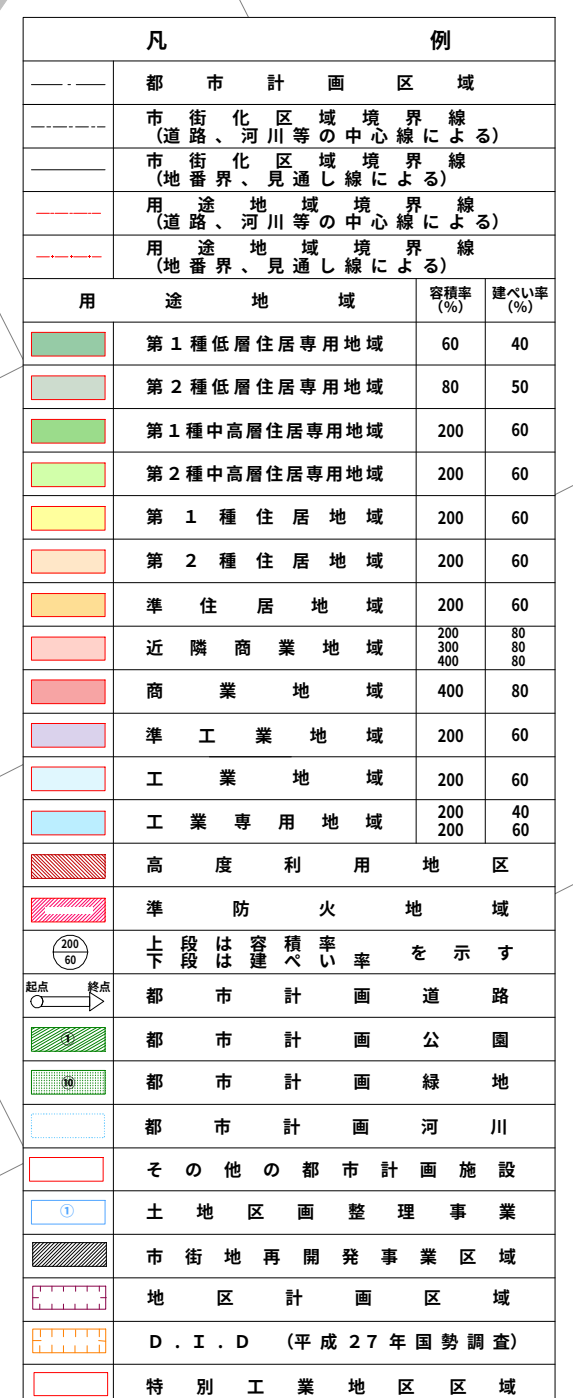
3. 都市計画変更理由

本公園予定区域は、千歳市内の北西部に位置し、市街化区域編入後に実施される北信濃第六地区における開発行為の区域内にある。

本公園予定地は平成18年に策定された「千歳市緑の基本計画」において当計画の基本理念に掲げた緑の将来像を効果的に実現させるための重点プロジェクトに位置付けしており、今後実施される開発行為との一体的な整備を図り、当地区の緑づくりの方針である「市街地を東西に結ぶ防災・レクリエーションネットワークの形成」を実現させるため、当該公園を都市計画公園として追加するものである。

千歳恵庭圏都市計画図（千歳市）

2・2・115 あずさ7号公園



凡 例	
	新たに追加する公園
	既決定の公園、緑地

千歲惠庭園都市計畫公園	
總括圖	No. 1
縮尺 1/15,000	

千歲市役所

注：本図は一般参考図であるため、詳細についてはまちづくり推進課に備えつけの図面を参照下さい。

0 1:15,000 2,000

計 画 図

(あずさ7号公園)

590-6

590-1

区域界	区 分
①～②	地番界（市道敷地界）
②～③	地番界（民有地界）
③～④	地番界（市道敷地界）
④～①	地番界（民有地界）

凡 例	
	都市計画公園決定区域
	その他道路界
	地番界

千歳恵庭圏都市計画公園	
2・2・115 あずさ7号公園	
計画図	No. 2
縮尺 1/300	